

静岡県企業局管理規定第6号

静岡県工業用水道及び水道給水規定の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月25日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

静岡県工業用水道及び水道給水規定の一部を改正する規程

静岡県工業用水道及び水道給水規定（昭和44年企業局管理規定第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東駿等工業用水</u> 静岡県富士川工業用水道及び静岡県東駿河湾工業用水道 から供給される水をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(工業用水の給水対象)</p> <p>第3条 中遠工業用水の給水の対象は、1給水先につき、1日100立方メートル以上の中遠工業用水を、<u>東駿等工業用水</u>の給水の対象は、1給水先につき、1日100立方メートル以上又は1箇月3,000立方メートル以上の<u>東駿等工業用水</u>を、柿田川等工業用水の給水の対象は、1給水先につき、1箇月3,000立方メートル以上の柿田川等工業用水をそれぞれ使用する者とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(工業用水の給水申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>東駿等工業用水</u> の給水を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(基本水量又は基本使用水量の変更)</p> <p>第8条 第6条の規定により通知を受けた者（以下「使用者」という。）が基本水量又は基本使用水量</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ふじさん工業用水</u> 静岡県ふじさん工業用水道 から供給される水をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(工業用水の給水対象)</p> <p>第3条 中遠工業用水の給水の対象は、1給水先につき、1日100立方メートル以上の中遠工業用水を、<u>ふじさん工業用水</u>の給水の対象は、1給水先につき、1日100立方メートル以上又は1箇月3,000立方メートル以上の<u>ふじさん工業用水</u>を、柿田川等工業用水の給水の対象は、1給水先につき、1箇月3,000立方メートル以上の柿田川等工業用水をそれぞれ使用する者とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(工業用水の給水申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>ふじさん工業用水</u> の給水を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(基本水量又は基本使用水量の変更)</p> <p>第8条 第6条の規定により通知を受けた者（以下「使用者」という。）が基本水量又は基本使用水量</p>

の変更をしようとする場合は、基本水量変更承認申請書（中遠工業用水及び東駿等工業用水（1日の予定する基本水量で承認を受けた者に限る。）にあつては様式第8号、水道用水にあつては様式第9号）又は基本使用水量変更承認申請書（様式第10号）により管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（基本水量を減量する場合の控除順位）

第9条 中遠工業用水を受水する者の基本水量を減量変更する場合においては、それぞれ承認を受けた基本水量のうち、直近の給水年度に定めた基本水量から当該減量する水量を順次控除するものとする。

（分与等の禁止）

第10条 給水を受けた中遠工業用水、東駿等工業用水及び柿田川等工業用水は、これを他の用途に使用し、又は他に分与し、若しくは販売してはならない。ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 （略）

（給水施設の管理）

第12条 （略）

2 中遠工業用水、東駿等工業用水及び柿田川等工業用水の使用者で、計量法（平成4年法律第51号）に定めのない量水器を使用する者は、定期的に計量検査を受けなければならない。

3～6 （略）

（使用開始届等）

第13条 （略）

2 （略）

3 東駿等工業用水の使用者が給水の承認を受けた後又は給水施設の使用の休止後6箇月以内に使用を開始しないときは、これを廃止したものみなす。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

の変更をしようとする場合は、基本水量変更承認申請書（中遠工業用水及びふじさん工業用水（1日の予定する基本水量で承認を受けた者に限る。）にあつては様式第8号、水道用水にあつては様式第9号）又は基本使用水量変更承認申請書（様式第10号）により管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

第9条 削除

（分与等の禁止）

第10条 給水を受けた中遠工業用水、ふじさん工業用水及び柿田川等工業用水は、これを他の用途に使用し、又は他に分与し、若しくは販売してはならない。ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 （略）

（給水施設の管理）

第12条 （略）

2 中遠工業用水、ふじさん工業用水及び柿田川等工業用水の使用者で、計量法（平成4年法律第51号）に定めのない量水器を使用する者は、定期的に計量検査を受けなければならない。

3～6 （略）

（使用開始届等）

第13条 （略）

2 （略）

3 使用者が給水の承認を受けた後6箇月以内に使用を開始しないときは、これを廃止したものみなし、又は使用者が給水施設の使用の休止後6箇月以内に使用を開始しないときは、これを再開したものみなす。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

<p>(給水の適正)</p> <p>第15条 管理者は、適正かつ合理的な給水を行うため必要があると認めるときは、使用者に対し中遠工業用水、<u>東駿等工業用水</u>、柿田川等工業用水又は水道水の使用方法について適切な措置を命ずることができる。</p> <p>(水量の計量等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 中遠工業用水、<u>東駿等工業用水</u>、柿田川等工業用水及び水道水の量水器の故障等により使用水量を計量できないときは、管理者が定める基準により使用水量を認定する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(消火栓使用の許可等)</p> <p>第23条 消火演習のため、消火栓により中遠工業用水、<u>東駿等工業用水</u>、柿田川等工業用水又は水道水を使用しようとするときは、使用の前日までに消火栓使用許可申請書(様式第22号)により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水の適正)</p> <p>第15条 管理者は、適正かつ合理的な給水を行うため必要があると認めるときは、使用者に対し中遠工業用水、<u>ふじさん工業用水</u>、柿田川等工業用水又は水道水の使用方法について適切な措置を命ずることができる。</p> <p>(水量の計量等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 中遠工業用水、<u>ふじさん工業用水</u>、柿田川等工業用水及び水道水の量水器の故障等により使用水量を計量できないときは、管理者が定める基準により使用水量を認定する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(消火栓使用の許可等)</p> <p>第23条 消火演習のため、消火栓により中遠工業用水、<u>ふじさん工業用水</u>、柿田川等工業用水又は水道水を使用しようとするときは、使用の前日までに消火栓使用許可申請書(様式第22号)により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第7号、様式第8号及び様式第10号「印」を削る。

様式第13号中「東駿等工業用水」を「ふじさん工業用水」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「印」を削り、「東駿等工業用水」を「ふじさん工業用水」に改める。

様式第16号を削る。

様式第17号及び様式第18号中「東駿等工業用水」を「ふじさん工業用水」に改める。

様式第21号、様式第23号及び様式第24号中「印」を削る。

附則

この管理規定は、令和4年3月26日から施行する。